

2019年度事業計画書

自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構

(CODA)

〔はじめに〕

我が国のコンテンツは、世界各国において高い人気を博しており、今後より一層の海外展開が期待されているが、デジタル技術の進展に伴い、海外ストレージサービス等を利用した侵害、EC サイトを通じた侵害、不正ストリーミング機器を通じた侵害など、侵害事例が複雑化・巧妙化しており、個別あるいは団体単位での対応が困難となっている。また、キャラクターグッズや CD/DVD 等のパッケージに関する知的財産権被害も依然として市場に存在しているなど、我が国コンテンツに対する侵害行為・侵害事例は後を絶たず、こうした事態が我が国のコンテンツビジネスの海外進出を阻害する要因となっている。

こうした状況の中、2018 年 4 月の犯罪対策閣僚会議・知的財産戦略本部による緊急対策の決定を受けて、同 6 月に、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」が設置され、コンテンツの流通の促進、既存の海賊版対策の検証・評価、アクセス遮断の法制度化も含めた総合的対策について、9 回にわたる集中的な議論が行われた。

その結果、直ちに取り掛かる対策として、著作権教育・意識啓発、海賊版対策に資する出版業界・通信業界における環境整備、海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制、フィルタリングの強化等、関係者が民間主導で連携して取り組むべき対策のほか、関係省庁の連携等によるリーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等、共通の認識が得られた。

そこで当機構では、国内のコンテンツ企業や関連団体と協力しつつ、より効果的・効率的な知的財産権侵害対策の検討及び実施を行い、情報の共有を図るとともに、侵害発生国の政府機関や海外権利者団体等と連携し、海外において氾濫している知的財産侵害問題の解決に取り組むこととする。

〔事業計画〕

1. 知的財産侵害対策に係る国内外の業界団体及び政府機関等との連携

(1) 国内の業界団体等との連携促進

① 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）への参加

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決を目指す企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）へ参加し、各種会合及びセミナーに出席して知的財産権侵害問題に関する情報の交換及び共有を図る。当該会議において得られた情報については、当機構内会議及び電子メール等を通じてコンテ

ンツ企業に広く提供し、各会員企業等が実施する海賊版等知的財産権侵害対策の一助とする。

② 不正商品対策協議会（ACA）との連携の強化

国内における海賊版・偽ブランド品等の侵害対策に積極的に取り組んでいる不正商品対策協議会（ACA）との連携を強化し、ボーダレス化するコンテンツ侵害に対して、国内外を問わずにワンストップで対処するべく検討・協議を深める。

③ 侵害対策に係る委員会等の実施

我が国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、当機構が運営している「CJ マーク委員会」（海賊版及びオンライン侵害に対する共同エンフォースメントを検討・協議する場）、「法制度委員会」（知的財産に係る法改正や最新情報に関し有識者等を招き情報共有する場）のほか、著作権に関連する業界団体を対象とした「団体連絡会」（（一社）日本音楽著作権協会、（一社）日本放送民間連盟、（一社）日本映画製作者連盟、（一社）日本雑誌協会等で構成）を定期的で開催して、最新情報の共有等に努める。また、「エンフォースメントWG」に出版メンバーを加えて新たに設置する「海賊版エンフォースメント委員会」（アニメ・放送・映画の権利者で構成）の開催を通じて、国境を越えて複雑化するオンライン侵害に対する直接対策・周辺対策・「CODA 自動コンテンツ監視・削除センター」（以下「削除センター」という）の運営等について、具体的な検討・協議を深める。

(2) 海外政府・政府機関等及び海外権利者団体等との連携

① アメリカ映画協会（MPAA）等との連携

国際的に海賊版等知的財産権侵害対策に積極的に取り組んでいる、米国ハリウッド 6 大メジャー映画会社と Netflix で組織されるアメリカ映画協会（MPAA）、Motion Picture Association (MPA) 及び国際的な音楽・ミュージックビデオの製作会社で組織される国際レコード産業連盟（IFPI）等、海外著作権関連団体の現地ネットワーク等を利用した連携強化を図る。

特に、MPA/MPAA との間では、2014 年にオンライン侵害対策に関する連携強化を目的に締結した MOU に基づき、定期協議を継続的に実施して、グローバルかつ潜在化するオンライン侵害に係る最新の直接的対策及び間接的対策について協議を深める。

② 韓国著作権保護院（KCOPA）等との連携

韓国では韓国著作権保護院（KCOPA）等との連携強化を継続実施し、定期協議を韓国及び日本で開催して両国における知的財産の保護に係る情報共有を行う。また、

両国の活動を通じて、中国をはじめ東アジア地域における知的財産権保護基盤の構築を目指す。

③ 東アジア地域における知的財産権保護基盤の構築

東アジアにおける知的財産権関連政府機関（中国：国家版權局、国家新聞出版广电総局、公安部、商務部、工業和信息化部、文化観光部及び文化市場行政執法隊、香港：知的財産権局及び税関、マカオ：税関、台湾：内政部警政署、文化部影視及流行音楽産業局及び經濟部知的財産局、韓国：文化体育観光部及び韓国著作権委員会（KCC）等）との関係構築を図り、これを強化する。特に中国政府との間では、中国政府が毎年実施する取締りキャンペーンである「劍網行動」を通じて我が国コンテンツのオンライン侵害に対し協力を求め、当機構から情報提供した侵害コンテンツが削除されるなどの成果を上げていることを踏まえて、さらなる違法サイトの情報提供と必要に応じて効果的な摘発（刑事・行政）も要請することを検討する。

④ 官民合同国際会議を活用した広報啓発事業の実施

日中韓文化コンテンツ産業フォーラムやアジア・コンテンツ・ビジネス・サミット（ACBS）等の官民合同国際会議を活用し、知的財産権侵害対策に係る国際協力を推進する。併せて、侵害発生国の政府機関や関係機関との連絡窓口として、適時対応を実施する。

⑤ コンテンツ侵害サイトに係る広告抑止活動の実施

2017年度に香港 IWL (Infringing Website List) に加盟したことから、2019年度も香港における日本コンテンツ侵害サイトに係る広告抑止活動を具体的に進める。また台湾の台湾 IWL への加盟について検討を行う。これら活動を通じて、日本、香港、台湾の IWL ネットワークを構築し、将来それらネットワークの輪を広げ国際的な枠組みによるオンライン広告の正常化を求めていく。

⑥ 大手インターネット情報検索サービス事業者との定期協議の実施

インターネット情報検索サービスが侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能している問題について、大手インターネット情報検索サービス事業者（以下、「検索事業者」という。）との間で、定期的・継続的に協議を実施し、状況の改善に取り組んでいく。

⑦ トレーニングセミナーの実施

著作権や日本コンテンツに関する情報を提供することで、日本コンテンツの知的財産侵害対策の実効性を高めることを趣旨とする「トレーニングセミナー」（文化庁

受託事業)を中国、香港、台湾、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイで権利執行機関職員や法曹関係者を対象に実施する。

⑧ 侵害発生国とのネットワークを活用した著作権普及啓発

マレーシア、ベトナムの二カ国を対象に、著作権の普及啓発に係るイベントを実施するほか、現地向けの教材を作成する。

また、2017年度に作成した「著作権普及啓発事業のためのネットワーク・プラットフォーム」(Webサイト)の内容更新に努め、国内外のネットワークの拡充を図る。

⑨ 「日・ASEAN 放送コンテンツ正規流通促進ワークショップ」へのサポート

総務省が主体となる「日・ASEAN 放送コンテンツ正規流通促進ワークショップ」の日本国内での実施運営についてサポートを行う。これに伴い、各国のワークショップ参加者に提案した「削除センター」の実証実験として、特定の動画投稿サイトを対象に、各国の放送コンテンツをその権利者となる放送事業者の協力のもと3カ月間の監視を実施し、当該コンテンツの侵害実態を把握する。

⑩ 侵害発生国の政府機関や関係機関との連絡窓口として適時対応を実施する。

海外政府機関・団体等からの海賊版問題等の各種照会に対して、会員社を代表し連絡窓口として適時対応する。

2. 無体物及び有体物の海賊版コンテンツへの侵害対策の実施

(1) オンライン上の海賊版コンテンツ対策

① 直接的対策

イ) 自動コンテンツ監視・削除センターの自走化に向けた制度設計

当機構が2009年より運用する「削除センター」の自主運営を視野にシステム強化を目的として、2017年度の成果を踏まえ、2019年度も引き続き、「より迅速、より巧妙、より潜在的に進化するオンライン侵害」に対処するべく、削除センター機能の完成度をさらに高める。具体的には、以下のような項目を検討のうえ実施する。

- ① 「より迅速に対処する」として、放送と同時に海外の動画共有サイトに投稿される無許諾再送信に対処するため、テレビ放送時の放送波からフィンガープリントを作成する機能環境の強化と対象コンテンツの拡大を図る。
- ② 「より巧妙に対処する」として、動画をライブ配信することにより削除通知を受けることや削除されることを回避する手法が近時行われているが、これに対する対処を検討する。

- ③ 「より潜在化に対処する」として、リーチサイト等により隠ぺい工作がなされる侵害動画も発見するなど高い成果を収めた人的モニタリングについては、2019年度もこれを継続し、画像・音フィンガープリントとの更なる相乗効果・効率化を図り、成果向上を極めていく。特に同一サイトに複数種類の侵害コンテンツがあることに鑑み、1人当たりの対象作品を増加することでの効率化を検討する
- ④ 後述する間接的対策として、削除センターの運用を通じて、検索結果表示の停止要請を目的に Google 社より提供を受ける「Trusted Copyright Removal Program for Web Search (TCRP)」を効率的に活用する。
- ⑤ さらに、広告出稿抑止については、我が国広告業界関係者と侵害サイトの情報共有を目的に、削除センターの運用により著作権侵害要監視リスト(日本版 IWL)の精査・更新作業に努める。また、削除センターがモニタリングの際に発見した侵害コンテンツのあるウェブページに掲載された広告を収集する機能を充実させ、収集した情報を当機構から広告業界関係者に共有することを検討する。
- ⑥ 2019年度は削除センターの対象国を拡大するとともに、会員企業以外の作品を含め、さらに対象作品数を増やし、出版物侵害サイトへの対策を強化することを検討の上、試験的に実施する。
- ⑦ 中国語表記(中国人向け)のサイトを対象として、コミック、文芸作品、雑誌などのデジタル出版物について、中国国内の検索サイトである「百度」での検索結果削除要請や百度内にアップされている侵害コンテンツの削除要請を継続的に実施し、削除センターへの組み込みを検討する。

ロ) 悪質な権利侵害サイトへの対策

悪質なサイトに関しては、新設する「海賊版エンフォースメント委員会」の検討・協議を通じて、関係権利者等で情報共有と共通対策を目的に、ブラックリスト(日本版 IWL)の作成・更新を行う。さらに2019年度は、当該悪質なサイトに対して、共同エンフォースメント(行政手続・刑事手続・民事手続等)の具体的可能性を当該悪質なサイトがあると思料される国の弁護士等と検討し、必要に応じて可能な範囲でこれを実施する。

さらに、海外レジストラに対して、海外悪質サイトのドメイン閉鎖要請を検討し、当該要請業務を専門的に行う事業者との協議を進め、費用対効果等を精査のうえ必要に応じてこれを実施する。

② 間接的対策

直接的な侵害対策を補完し、総合対策を目的に、以下の間接的な対策を検討し、必

要に応じて実施する。

イ) 検索結果表示の停止要請

Google 等の検索事業者に対して、削除センター等により発見された侵害コンテンツについて、検索結果表示に表示されなくなるよう TCRP 等を有効的に活用し要請していく。2018 年度までに多くの侵害コンテンツについて検索結果表示の停止を要請し、実際に検索結果表示が停止されていることから、2019 年度も継続してこれを実施する。

また、2018 年度に Google との間で試験的に実施した悪質な海賊版サイトの「トップページ削除」について、2019 年度は本格的な導入に向けて検討を行う。

さらに 2019 年度は、Google 以外の検索事業者の参画として、マイクロソフトの Bing に対しても同様の協力を要請し、対策を実施する。

ロ) オンライン広告出稿の停止要請

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)、公益社団法人日本アドバタイザーズ協会 (JAA) および一般社団法人日本広告業協会 (JAAA) との間で、新たに「合同会議」を設置することを検討し、継続的な協議と定期的なブラックリスト情報(日本版 IWL)の共有により、我が国におけるオンライン広告の正常化を進める。

ハ) スマートフォンアプリへの対応

権利者から通報等のあった権利侵害を行うスマートフォンアプリについて、Google 及び Apple に対して、両社が運営するスマートフォンアプリ市場からの削除を要請する。

ニ) フィルタリング対象サイトの拡大

協力関係にあるシステムセキュリティソフト会社に対して、フィルタリングの対象となる悪質サイト情報を追加提供する。

ホ) コンテンツデリバリーネットワーク (CDN) への対応

クラウドフレア等の CDN を利用している海賊版サイトに対しては、CDN 事業者を通じた削除要請を実施する。また、CDN 事業者と必要に応じて協議を行う。

ヘ) 決済処理の停止・口座凍結の要請

違法コンテンツを販売しているサイトが発見された場合に、一般社団法人全国銀行協会や各銀行等に対して、当該サイトの銀行口座等の凍結を要請する。

(2) 販売店等での海賊版コンテンツ対策

- ① 既に当機構が共同エンフォースメントを実施もしくは実施予定としている地域（中国、香港、台湾、韓国、ASEAN 諸国（特にタイ、インドネシア、マレーシア）等）においては、日本コンテンツの侵害実態（著作権・CJ マーク商標権等侵害等）の最新情報を継続的に把握し、精査のうえ効果的な共同エンフォースメントを迅速に実施する。2019 年度は、特に日本コンテンツに関する侵害が顕著な事例（中国上海市、深圳市や香港のテンプルストリート等における海賊版販売店）等について、MPA 及び現地関係者等と連携しつつ集中的に対応することとし、当該国の政府機関に対して取締り強化の要請等を行う。
- ② 電子商取引における海賊版及び無許諾同時再送信視聴を可能とする ISD 機器（不正ストリーミング視聴機器）等の販売など、我が国消費者を対象（顧客）として行われている悪質行為については、電子商取引を運営する事業者との連携による出品停止措置を要請するとともに、刑事手続等を検討し、必要に応じて実施する。
- ③ 中国において、広く蔓延する日本キャラクターの不正商品（商標権侵害）に関して、情報発信の場となっている展示会・見本市等における即時販売に対し、イベント主催者とともに販売の中止要請等を行う。また、市場における悪質な侵害事業者に対しては共同エンフォースメントを行うなど対策を強化する。

3. 日本コンテンツに対する知的財産権侵害の実態に関する情報収集や新たな対策の検討

(1) 対応が難しい権利侵害サイトへの対策の検討及び調査

「海賊版サイト専門者会議」の設置

悪質化かつ潜在化を極める海賊版サイト対策に資するため、サイバーセキュリティの専門家、情報通信事業者の専門家など、有識者 6 名程度を委員とし、事務局及び経済産業省をメンバーとした会合として「海賊版サイト専門者会議」を設置し、年 3 回から 5 回程度の開催を予定する。

そのなかにおいて、侵害実態の現状把握、有効とされる技術の現状把握、問題点とその課題の抽出、実現可能な対策等について議論し検討する。

(2) 対応が難しい権利侵害サイトへの対策の検討及び調査

匿名性や秘匿性を保証し海賊版サイトの運営を助長する海外のドメイン代行サービス（njalla 等）やサーバー代行サービス（防弾サーバー等）の実態等を必要に応じて調査を行う。また、海賊版サイトの運営資金の流れに悪用される仮想通貨の実態や同時再送信で行われる海賊版サイト対策に有効とされるウォーターマーク技術に関する現状とその運用に関する調査を必要に応じて行う。

また、海外における侵害対策の実態調査として、運営者の特定を困難とする CDN サービス等への対策（特に悪用が著しいクラウドフレアの対策など）、最新のウォーターマーク技術の活用（違法アップローダーの特定など）や世界 40 数カ国で導入がされているサイトブロッキング、また欧米で広く流通し社会的問題となっており我が国でも顕在化が懸念される ISD 機器対策など、それらに対する先進的な取組みを実施する MPA/MCAA をはじめとする米国、英国等の権利者・企業等から、対策の導入過程、実務運用の実態やその効果等について調査・検証を行う。

(3) 日本キャラクターに係る冒認出願の調査

日本キャラクターを利用したグッズ等の国際展開に際して、商標の冒認出願問題が正規ビジネスの障害となっている。2019 年度は、これらの被害実態を調査し、権利者・ライセンサーとの情報共有に努める。

(4) 中国における著作権等の登録（IP プラットフォーム）に関する調査研究

中国におけるコンテンツの著作権登録制度に関して、中国文化観光部の支援を受ける現地登録機関「中国文化伝媒集团有限公司・新文化創造（IP）プラットフォーム」との連携を通じて、我が国コンテンツの効果的な登録（登録に要する時間、価格、ボリュームディスカウントなど）や侵害対応等の在り方、当該登録の活用方法について、調査・研修と実験を行う。

(5) 正規流通促進に向けた検討と調査・研究

我が国コンテンツ企業の海外における正規版流通及び侵害対策の促進等を目的に海外企業との窓口業務を必要に応じて実施する。また、中国の外国著作権認証機構への再申請（2013 年度に申請済み）について調査・研究を行う。

(6) 政策提言等

著作権保護のため、必要に応じてパブリックコメント等を通じた政策提言を行う。

4. 知的財産権保護に関する広報啓発事業

(1) 国内外の一般消費者に向けた広報啓発

一般消費者に対して、知的財産権保護の重要性に関する広報啓発事業を実施する。

- ① 2017 年度に日中韓文化コンテンツ産業フォーラムの第一回啓発事業として実施した、啓発ポスター・動画による広報啓発活動に引き続き、三カ国共同主催による啓発イベントの開催を年一回三カ国持ち回りでの開催することの可能性について検討する。
- ② 国内の一般消費者に向けた広報啓発活動事業として、共同エンフォースメントに係るニュースリリースの配信や、著作権法改正の周知徹底を目指して ACA 等が主催する広報啓発イベント等へ出展するなど積極的に展開する。併せて、知財保護の重要性の訴求のために、ACA 等のイベント等への出展に限らず、効果的な広報の実施を検討する。
- ③ Google との間で、広くオンラインユーザーに向けた広報啓発事業を検討する。
- ④ 特に海外における一般消費者への啓発の観点から、効果が高いと思われる海外イベント等への出展協力を推進する。
- ⑤ 日本コンテンツの海賊版 DVD/CD や無許諾視聴を可能とする ISD 機器等を購入しているのは、在外日本人が多いことから、必要に応じて在外の日本人に対して、知的財産を保護し海賊版は買わないといった広報・普及啓発を検討し、実施する。

(2) アジア地域における知財関連情報の収集と発信

アジア地域における海賊版等の知的財産権侵害の事例、訴訟等の対応策、法改正等の動向等に関して、「CODA 北京センター」および関係機関等を活用して情報収集を行い、ニュースレターやホームページ等を通じて、我が国コンテンツ業界等に広く発信する。

(3) 海外の有識者によるセミナーの開催

海外で先進的な取り組みを行っている政府機関・権利者団体・企業の有識者等を必要に応じて、日本に招聘し、知的財産権侵害対策等に係るセミナー等を開催し広く一般消費者、関係者等への広報啓発を図る。

(4) ビジネスマッチング等の開催の検討

わが国コンテンツ企業と海外コンテンツ事業者等との間における正規流通及び侵害対策の促進等を目的とした直接的な協議の場として、これまでの開催実績を踏まえ、2019 年度は必要に応じ国内または現地においてビジネスマッチング等の開催を検討する。

(5) ニュースリリース、広報活動

国内外の一般消費者に向けた広報として、共同エンフォースメントに係るニュースリリースや会員社向けに CODA ニュースレターを毎月発行する等、広報啓発事業を推進する。併せて、特に海外での一般消費者啓発の側面から効果が高いと思われるイベント等への出展協力を推進する。

以上